

行革プランの各取組事例

(平成 27～28 年度 行政改革推進懇談会資料)

No. 1 窓口サービスの向上

■主な取組事例

自動発券機の導入（平成１９年度～）

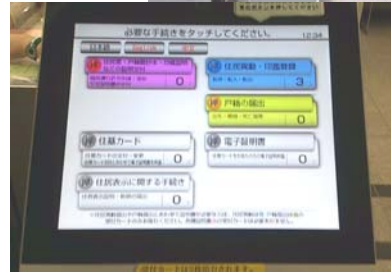
【概 要】

窓口の混雑緩和などによる円滑な窓口運営や、待合スペースの導線整理を図るため、番号札を発券する自動発券機を導入している。（利用目的ごとの待ち状況を示す番号札を発券）



【導入窓口】

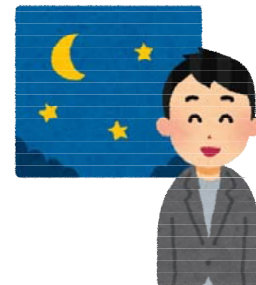
市民課，保険年金課，障がい福祉課，子ども家庭課，
地区市民センターなどの出先機関
（合計１８か所）



受付時間の拡大（平成１１年度～）

【概 要】

開庁時間に来庁することが困難な方に対して，本庁舎の一部窓口で受付時間を延長している。



【時 間】 平日午後７時まで（通常は午後５時１５分まで）

【実施窓口】 市民課，保険年金課，保健福祉総務課，障がい福祉課，資産税課，税制課，
納税課，高齢福祉課，子ども家庭課，保育課（合計１０課）

【利用実績】

（単位：件）

課名（主な課）	平成２５年度
市民課	10,335
納税課	3,037
高齢福祉課	2,407

※ 開庁日の午後５時１５分から午後７時における利用件数の合計数

【そ の 他】

- ・ 臨時窓口の開設： 住民異動などの多い年度末等の土曜日に臨時的に窓口を開設
（市民課，保険年金課，子ども家庭課，保育課，税制課，学校管理課）
- ・ 休日対応窓口： 土・日曜日，祝日を含む毎日，午前１０時から午後７時まで
窓口を開設 （バンパ出張所）

庁舎の案内担当者の配置（平成１４年度～）

<ロビーアシスタント>

【概要】

市民課において、来庁する利用者に対し、受付までの案内や各種申請書等の記載の説明など、窓口手続きの補助を行う専任のロビーアシスタントを通年配置している。

<フロアマネージャー>

【概要】

１階フロアにおいて、来庁する利用者に対し、庁内の案内・介助・誘導を行うフロアマネージャーを通年配置している。

ワンストップ窓口（平成２０年度～）

【概要】

「市内転入・転居」、「出生」等の申請と、関連する申請（国民健康保険、児童手当等）を同一の窓口で併せて手続きできる「ワンストップ窓口」を開設している。



【対象手続】

国民健康保険の加入・被保険者証の交付，国民健康保険の出産一時金の受給，こども医療費助成の受給資格者証の交付，児童手当の受給，妊産婦医療費助成の受給資格者証の交付，小中学校の転校，就学指定変更申請

パーテーションの設置（平成２２年度～）

【概要】

戸籍や福祉など、機密性の高い相談・申請等を受付ける窓口において、利用者のプライバシーを保護するため、一部の窓口にパーテーションを設置している。

【導入窓口】

市民課，保険年金課，生活福祉第１課・第２課，市民税課，地区市民センターなどの出先機関（合計１２か所）



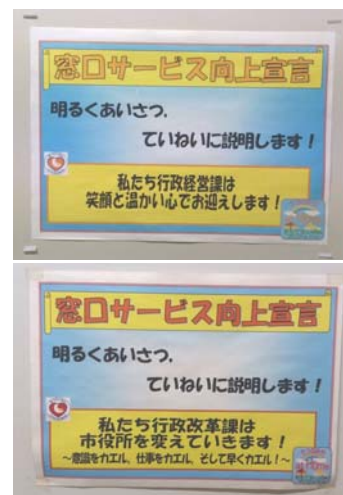
窓口サービス向上宣言（平成18年度～）

【概要】

おもてなしの心あふれる窓口サービスを全庁を挙げて推進するため、全庁共通の取組と各窓口ごとの取組を掲げた「窓口サービス向上宣言」を所属ごとに設定し、窓口に掲出することで実践している。

【対象】

全所属（平成27年度162所属で実施）



接遇の向上に向けた利用者アンケート、外部モニター調査（平成21年度～）

【概要】

言葉づかいや身だしなみなどの基本的な接遇を徹底し、窓口サービスのさらなる向上を図るため、職員による自己診断に加え、窓口利用者によるアンケートや専門家による「外部評価」を実施し、接遇改善につなげている。



＜窓口サービス自己診断＞（年間2回実施）

利用者が多い窓口を対象に、現状の窓口サービスについて、自らチェックし評価や改善点を把握している。

＜常設型「お客様アンケート」＞（通年実施）

利用者が多い窓口を対象に、常設のアンケートを設置し、利用者からの評価や意見を把握している。

＜おもてなし窓口アンケート＞（平成21年度、平成25年度に実施）

全ての部署を対象に、来庁したお客様に対してアンケートを実施し、窓口サービスに対する評価や意見を把握している。

＜外部モニター調査＞（平成21年度、平成25年度に実施）

利用者が多い窓口を対象に、外部団体から構成される「おもてなし推進委員会」（宇都宮商工会議所等で構成）が調査員となり、第三者からの窓口サービスに対する評価や意見を把握している。

No. 3 諸証明のコンビニ交付

【目 的】

証明書の交付を自動交付機からコンビニ交付へ移行し、より身近な場所で、時間を選ばず、より多くの種類の証明書を取得できるようにすることで、市民の利便性や事務処理の効率性の向上を図る。

※ コンビニ交付

コンビニエンスストア店舗に設置されたマルチコピー機で証明書を交付するサービス

【コンビニ交付と自動交付機の比較】

	コンビニ交付	自動交付機
利用日	年末年始を除く「毎日」	年末年始を除く「毎日」
利用時間	午前6時30分～午後11時	午前8時30分～午後8時
交付箇所数	全国約4万7千か所 (市内約200か所)	市内8か所
証明書の種類	6種類 (住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書、戸籍の附票の写し、課税証明書、所得証明書)	2種類 (住民票の写し、印鑑登録証明書)
必要カード	個人番号カード	うつのみや市民カード

【導入スケジュール（予定）】

平成28年10月 交付開始（住民票、戸籍関係の証明書）

29年 3月 交付開始（税関係の証明書）

No.4 申請手続きの簡素化・効率化

【目 的】

利用者の各種手続き時の添付書類や押印を省略することなどで、窓口手続きの簡素化や費用負担の軽減による市民の利便性や事務処理の効率性の向上を図る。

【見直しの実績】 （平成25年度から）

1 申請書等への添付書類の省略

法令等の定めによらず、市の内部データを確認することで省略ができる可能性がある89種類の添付資料について見直しを行い、30種類（33.7%）について、添付書類を省略した。（予定を含む。）

区 分	申請種類数	構成率
見直し対象	89 種類	100.0%
添付書類の一部又は全部について見直しを実施したもの	24 種類	27.0%
実施予定のもの	6 種類	6.7%
現在の受付方法を継続するもの	59 種類	66.3%

2 申請書等への押印の省略

法令等の定めによらず、市の要綱等に基づき押印を求めている531種類の申請手続きについて見直しを行い、368種類（69.3%）について、本人の署名がある場合は、押印を省略した。（予定を含む。）

区 分	申請種類数	構成率
見直し対象	531 種類	100.0%
押印省略を実施済	350 種類	65.9%
押印省略を予定しているもの	18 種類	3.4%
現在の受付方法を継続するもの	163 種類	30.7%

【今後の取組】

マイナンバー制度の運用により、他自治体や国・県、年金、国税等の他機関との連携が強化されることから、添付書類の省略のさらなる推進など、市民の利便性や事務処理の効率性の向上に向けた取組を引き続き検討、実施する。

No.6 全庁的な業務改善の推進（職員提案制度）

■主な取組事例

番号札付きうちわの提供（平成25年度～）

【概要】

夏季にはフロアが暑く、苦情も寄せられており、混雑時には利用者に負担をかけてしまう状況が見られたため、イラストや写真で見た目も楽しく工夫した「窓口番号札付きうちわ」を配布した。

【効果】

利用者からの「暑さ」に対する苦情が減少するとともに、特に子ども連れの利用者から好評いただいた。



キッズコーナーの設置（平成24年度～）

【概要】

子どもを連れた利用者の中には、子どもが飽きてしまい、手続きに専念できないケースが見られたため、窓口近くに「キッズコーナー」を設置した。

【効果】

子どもに気を取られることなく、窓口での手続きに専念できることで手続きがスムーズにできるようになった。



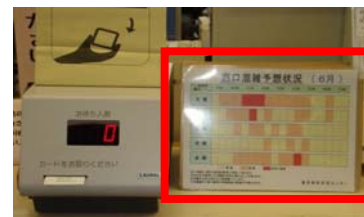
窓口混雑予想時間をお知らせ（平成25年度～）

【概要】

利用者が集中する曜日、時間帯には受付待ち時間が長くなり、利用者にストレスを与える状況や、職員のスムーズな業務ができない状況が発生することがあったため、曜日別、時間帯別の「窓口混雑予想図」を掲示し、混雑日、時間帯を外した手続きを誘導した。

【効果】

来庁者の分散を図ることで、窓口における待ち時間の減少やスムーズな業務対応ができるようになった。



わかりやすい窓口サインの掲示（平成22年度～）

【概 要】

地区市民センター等の地域行政機関においては、利用者から手続きする場所がわかりづらいなどの苦情が寄せられていたため、全ての地域行政機関で窓口サインの表示ルールを定め、統一的な案内掲示を行った。

【効 果】

利用者がどこの地域行政機関を利用しても、スムーズに目的の窓口に行くことができるようになった。



託児付き検診の実施（平成22年度～）

【概 要】

子育て世代の女性から、家事や子育てに追われ、検診を受ける時間がとりにくいなどの声が寄せられており、がん検診を受けやすくなる環境を作る必要があったため、乳がん・子宮がん検診時に、検診施設内において市内の子育てボランティア団体による無料の託児サービスを実施した。

【効 果】

育児などを理由に未受診となっていた市民への受診機会の提供につながった。



配布冊子に有料広告を募集（平成22年度～）

【概 要】

妊娠届出者に「母子健康手帳」とともに交付している「パパ・ママと赤ちゃんのしおり」の表紙と裏表紙に広告枠を設け、民間事業者の有料広告を掲載した。

【効 果】

発行費用25万円に対して、合計17万円の広告収入を確保することができた。



No.	13	まちづくり活動主体の連携・協力の促進					
取組内容							
多様化している公共的課題の解決に向け、市民、地域団体、NPO法人、事業者などの「まちづくり活動主体」が、お互いの役割と責任を理解し、それぞれの特性や能力を効果的に発揮しながら、相互に補完し合える、連携・協力による協働の取組をより一層促進するため、「まちづくりセンター」の機能を生かし、登録団体を始め、地域団体、事業者等との団体間交流の機会を増やすとともに、まちづくり活動主体間を結ぶ役割（マッチング機能）の拡充を図ります。							
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	まちづくり活動主体間の連携・協力の支援件数 【単位：件】			165	260	300	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	活動主体のまちづくりセンターの利用促進、団体間の交流機会の拡充		検討・実施	→	→	→	→
②	まちづくりセンターによるマッチング機能の強化		検討・実施	→	→	→	→
主な取組等							
■ まちづくりセンターの利用促進、団体間の交流拡充 ・ 地域団体活動の情報発信「はっしん！注目地域情報局」（利用促進） 地域団体の利用促進を図るため、平成27年度からの新たな取組として、魅力的な地域団体の活動をホームページや機関誌で情報発信する「はっしん！注目地域情報局」を開始。取材を通して、センターの周知を行うとともに、地域団体との交流を深めている。 ・ まちぴあ座談会による交流（交流促進） 登録団体の意見交換会「まちぴあ座談会」を定期的に開催し、各団体の活動を紹介し、共有する中で、各団体の事業に他の団体が長所を生かして協力・参加するなど、新たな取組が生まれている。				 			
■ まちづくりセンターによるマッチング機能の強化 ・ 地域と大学生をつなぐインターンシップ事業 平石地区の地域住民と宇都宮大学生が地域の将来像を一緒に考える「地域と大学生をつなぐインターンシップ事業」をコーディネートすることで、学生がまちづくりに参加する機会の拡充と地域のまちづくり活動の活性化に向けて取り組んでおり、平成27年度は、学生が地域住民のアドバイスを取り入れながら、地域の食材を活用したカフェを開催している。							
＜その他の取組＞							
社会貢献活動を行う清掃関連会社による、小学校での児童を対象としたトイレ掃除講座開催のコーディネートや、図書館でのイベント協力者としてマジックを行う団体の紹介、生涯学習センター主催のボランティア講座の講師として紙芝居を行っている団体を紹介するなど、「企業と学校」、「ボランティア団体、NPO法人と行政」など、様々な団体間を結ぶ取組を推進している。							

No.	14	市民活動団体(NPO法人)等の活性化
-----	----	--------------------

取組内容

市民活動団体（NPO法人）やボランティア団体など，非営利で活動する団体が自律的・継続的に活動していくための組織・財政基盤の強化に向けた人材育成や活動支援などの充実・強化に取り組むことにより，市民活動団体等の活性化を推進します。

取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	まちづくりセンター，ボランティアセンターの登録団体【単位：団体】			507	600	650
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	市民活動支援事業の拡大	検討	実施	→	→	→
②	組織基盤強化に向けた研修会等の開催	実施	→	→	→	→

主な取組等

■ 市民活動支援事業の拡大

連携支援コースを加えた助成事業

- 平成15年度からボランティア団体やNPO法人などの活動の活性化を図るため，新規事業への取組や事業の拡充に対して，事業費の一部を助成する「市民活動助成事業」を実施しており，平成25年度からは，複数団体の連携による事業を支援するコースを新設するなど，支援の充実を図っている。

コース	金 額	対 象	平成27年度までの 延べ交付団体数
スタート支援	1団体当たり 10万円以内	立ち上げて間もない団体 (おおむね2年以内)	61団体
ステップアップ支援	1団体当たり 30万円以内	結成後おおむね2年以上 経過した団体	92団体
連携支援 (平成25年度新設)	1事業当たり 30万円以内	2つ以上の団体と連携して 事業を行う市民活動団体	1団体

■ 組織基盤の強化に向けた研修会等の開催

各種講座の開催

各活動主体の自立化やまちづくり活動の活性化に向けた研修会等を開催し，団体の基盤強化に取り組んでいる。

- NPO法人や地域団体が活用できる助成情報を集めた「合同説明会」
- NPO法人等の組織運営上の課題解決を図る「NPO会計講座」
- ITサポート事業やマイナンバーに関する勉強会 など



まちづくりセンター

市民主体のまちづくり活動がより一層活性化されるよう，非営利活動団体や地域活動団体，企業などの様々な主体の連携促進やボランティア団体，NPO法人といった市民活動団体の組織基盤強化など，多様な支援を行うまちづくり活動の拠点施設

- 設立 平成24年1月4日
- 所在地 宇都宮市元今泉5丁目9番7号



No.	15	地域主体のまちづくりの促進				
取組内容						
地域住民が、コミュニティを大切にしながら、地域の資源や特性を生かした「魅力ある地域づくり」を実践するため、「地域まちづくり計画」を策定する地域の拡大と着実な実行の支援に取り組むとともに、まちづくり活動を支える体制の強化を図り、地域が一体となったまちづくりを促進します。						
取組の目標指標			現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	地域まちづくり計画推進地区【単位：地区】		22	39	→	
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	地域まちづくり計画の策定支援		推進	→	→	→
②	まちづくり活動支援体制の強化		検討	実施	→	→
主な取組等						
■ 地域まちづくり計画の策定状況等						
【取組概要】						
地域住民自らが、地域の課題や特性を共有し、共通の目標を持って、連携・協力していくため、地域の現状（課題・特色など）を見つめ直し、自分たちのまちをどのようにしていきたいのか、そのために自分たちに何ができるのかを考え、地域の目指すべき姿（地域の将来像）とその実現に向けた取組を盛り込んだ「地域まちづくり計画」の策定を市がサポートすることで、地域主体のまちづくりを促進している。						
【支援内容】						
・ 勉強会の開催（取組地区の事例紹介、地域まちづくり計画の策定手順など）						
・ 地域まちづくり計画策定費の補助（協働の地域づくり支援事業補助金）						
補助額：10万円×2か年（策定委員会設置年度含め2年補助）						
【計画策定取組状況】（平成28年1月現在）						
状況		地区名				
策定済み		西地区、明保地区、姿川地区など9地区				
策定中		河内地区、桜地区、陽光地区（3地区）				
準備中		横川地区、平石地区（2地区）				
新規予定		上河内地区、細谷地区、陽東地区など6地区				
【地域まちづくり計画に位置付けられた取組事例】						
計画の中には、地域資源を生かした取組が盛り込まれている。						
・ 地域の交流を通じた子どもの健全育成						
・ 空き家点検パトロールの実施						
・ 地域安全安心マップの作成						
・ 地域のブランドの確立に向けた、歴史・観光ガイドの育成						
・ 地域ホームページの開設による情報発信 など						
※ まちづくり計画策定イメージ						
(別添資料参照)						

No.	再掲 (5)	地域行政機関におけるサービスの再構築				
取組内容						
本市独自の「地域自治制度」施行後、平成28年度で10年間が経過することを踏まえ、市民の利便性確保に十分に配慮しながら、市民に身近な行政サービス提供やまちづくり支援の充実強化を図るとともに、内部事務や専門性の高い業務の集約化を図るなど、地域行政機関におけるサービスやその提供体制の再構築に取り組み、「地域主体のまちづくり」をより一層推進します。						
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	地域行政機関を「利用しやすい」と感じている人の割合【単位：％】			59.9%	72.2%	—
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	地域行政機関におけるサービス等の再構築	検討 順次、実施	→	→	→	→
主な取組等						
■ 地域行政機関におけるサービスの見直し状況等						
【これまでの主な成果】						
- 上河内・河内地域自治センターで取り扱っていた業務を地区市民センター等においても提供することで、市民の窓口として、幅広い相談への対応が可能になるなど、地区市民センター等の機能が向上した。 - 上河内・河内地域においても、まちづくり協議会が設立され、住民主体のまちづくりの促進に向けた仕組みが構築された。						
【今後の主な取組】						
発展した地区行政の推進						
地域行政機関における窓口サービス向上を引き続き推進するとともに、協働のパートナーであるまちづくり協議会との連携を強化しながら、地域自治制度を通じて発展した地区行政を引き続き全市的に推進することにより、住民主体のまちづくりをより一層促進する。						
※ 参考						
- 地域行政機関とは 地域自治センター、地区市民センター、出張所、市民活動センター - 地域自治制度とは 平成19年の市町合併に伴い、今後の宇都宮市域全体の発展に資するよう、旧町域に導入された制度						
【目的】						
ひとつの自治体として行政サービスを提供してきた旧町の各地域が、今後も地域主体のまちづくりを推進しながら、新市としての一体性を速やかに確保するとともに、全市の地域行政機関の機能を向上させるために設けるもの						

No.	16	地域自治センターと生涯学習センターの一体的な整備
-----	----	---------------------------------

取組内容

地域行政機関の「地域のまちづくりの拠点」としての機能を十分に発揮できるよう、老朽化への対応を行うとともに、地域自治センターと生涯学習センターを一体的に整備し、「地域まちづくり機能」と「人づくりの機能」を兼ね備えた施設にすることで、「住民主体のまちづくり」をより一層推進します。

実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	上河内地域自治センター改修	改修工事	→ 供用開始			
②	河内地域自治センター改築	改築工事	供用開始			

主な取組等

【整備の特徴】

「地域自治センター」と「生涯学習センター」を一体的に整備することにより、地域住民の利便性を高めるだけでなく、生涯学習に参加する人材が活動の幅を広げ、まちづくり活動に参加する機会を増やし、地域が新たな人材を発掘しながら活性化を図る、まちづくりの活動拠点となる施設として整備する。

■ 河内地域自治センター・生涯学習センター

近隣に立地する体育館、図書館、中学校等の公共的施設との連携により、地域の拠点性を向上させるとともに、地域交流スペースを設置するなど、まちづくりの拠点として、地域住民が気軽に集える施設とすることで、住民主体のまちづくりの活性化を図る。

【所在地】宇都宮市中岡本町3221番地4

【供用開始】平成28年3月

※ 完成イメージ



■ 上河内地域自治センター・生涯学習センター

現上河内地域自治センターの施設を改修し、生涯学習センター、上河内民俗資料館を一体的に整備することで利便性と地域の拠点性を向上させ、賑わいや文化、交流の創出に寄与するとともに、住民主体のまちづくりの活性化を図る。

【所在地】宇都宮市中里町181-3

【供用開始】平成28年度中（予定）

※ 現 上河内地域自治センター



No.	17	審議会・委員会等における女性登用の推進				
取組内容						
多様化する行政ニーズに対応するためには、より多角的な視点からの政策形成が求められることから、男女が共に政策や方針などの意思決定の場に参画できることを目指し、女性のためのリーダー養成講座や委員公募の情報提供などにより、活躍できる人材の育成に取り組むとともに、各附属機関等に対して、女性委員の登用を引き続き働きかけ、各審議会等委員に占める女性の割合を向上させます。						
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	審議会等委員に占める女性の割合【単位：％】			24.5%	30.0%	30.0% 以上
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	女性委員登用の充実に向けた女性の人材育成	推進	→	→	→	→
②	各附属機関等への働きかけ	推進	→	→	→	→
主な取組等						
■ 女性委員登用の充実に向けた女性の人材育成等（女性登用に向けた庁内支援）						
・ 新たに女性委員の登用を検討する際に団体の情報を提供している。						
・ 男女共同参画推進センターにおいて、各種審議会等の委員の募集情報を積極的に市民に周知している。						
・ 各種審議会等の委員に必要とされる資質の向上に向けた知識などを学ぶ機会を提供し、市政に参画する女性の育成を図っている。						
＜研修会開催内容＞						
・ 働く女性の自分磨きタイム講座（全4回）						
「夢を叶える方法～ロジカルシンキング」						
「みんなを幸せにするリーダーシップ」など						
・ 自分も相手も大切に伝える伝え方講座						
■ 各附属機関等への働きかけ（全庁的な啓発）						
女性の市政参画の重要性、審議会等委員への女性の登用状況、女性の登用を図るためのポジティブアクション事例などを全庁的に周知し、女性委員の登用の働きかけを行っている。						
※ 参考 審議会等委員に占める女性の割合 (平成26年度 25.2%)						



自分も相手も大切に伝える伝え方講座

平成28年3月12日(土)
午前1時から午後4時30分頃 市民交流推進センター
(宇都宮市中央公民館2階11号室)
市内に居住・通勤で、午後6時から勤務で帰郷したい女性

自分も相手も大切に伝える伝え方講座

「自分も相手も大切に伝える伝え方講座」は、職場や家庭で円滑なコミュニケーションを図るための実践的な講座です。講師は、コミュニケーション専門家であり、豊富な経験と知識を基に、参加者の理解を深め、実践的なスキルを身につけていただきます。

申込方法

申込先：宇都宮市中央公民館2階11号室
申込期間：平成28年2月12日(土)～2月13日(日)
申込方法：申込書に記入の上、当日持参してください。

働く女性の自分磨きタイム

働く女性の自分磨きタイムは、働く女性の自己啓発とスキルアップのための講座です。講師は、自己啓発専門家であり、豊富な経験と知識を基に、参加者の理解を深め、実践的なスキルを身につけていただきます。

11/7 11/28 12/6 12/23

申込先：宇都宮市中央公民館2階11号室
申込期間：平成28年10月12日(土)～10月13日(日)
申込方法：申込書に記入の上、当日持参してください。

No.	18	防犯灯のLED化の促進																										
取組内容																												
環境負荷の低減や電気使用量の削減、維持管理に係る自治会の負担軽減などを図るため、LED防犯灯の有効性とLED化に係る加算補助の制度（平成25年度に新設）の周知・啓発に引き続き取り組むとともに、LED化をより一層促進するため、補助金の交付方法の見直しを行うなど、防犯灯のLED化を支援します。																												
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)																						
①	防犯灯全体に占めるLED防犯灯の割合 【単位：％】			4%	→	100%																						
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度																					
①	補助金の交付方法の見直しによる導入促進		見直し	実施	→	→	→																					
主な取組等																												
■ LED防犯灯のメリット - 従来の防犯灯に比べ消費電力が大幅に少ないため、電気使用量を抑制できる。 - 防犯灯の長寿命化により、電球交換等の負担を軽減できる。 - CO2の削減に加え、水銀等の有害物質を使用していないなど、環境負荷を低減できる。 ■ 補助基準（1灯あたり） 通常の防犯灯設置における補助金に加え、自治会等が新たにLED防犯灯を導入する場合に補助金を加算している。 <table><tr><td>照明器具と支柱の新設</td><td>35,000円以内</td></tr><tr><td>照明器具と支柱の交換</td><td>30,000円以内</td></tr><tr><td>既存の電柱に照明器具を新設</td><td>15,000円以内</td></tr><tr><td>照明器具の交換（自動点滅器を含む）</td><td>10,000円以内</td></tr></table> + <table><tr><td colspan="2">「LED防犯灯」の導入「加算」</td></tr><tr><td colspan="2">10,000円以内</td></tr></table> ■ 補助金の交付方法の見直し（代理受領（平成27年度新規取組）の追加） 自治会等の支払負担の軽減を図るため、自治会等が費用を工事業者に支払う際に、補助限度額を超える分を工事業者に支払い、補助対象部分は市から工事業者に直接支払う「代理受領」の制度を追加し、LED防犯灯の導入促進に繋がっている。 ■ LED防犯灯の割合の推移 - 平成25年度の補助金導入以降、LED防犯灯の設置が促進された。 - 特に、平成27年度の「代理受領制度」導入以降は大幅に設置数が増加している。 <table><tr><td>年度</td><td>平成24年度</td><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td></tr><tr><td>LED防犯灯の割合</td><td>0.6%</td><td>4.2%</td><td>14.3%</td><td>約35% (見込み)</td></tr></table>							照明器具と支柱の新設	35,000円以内	照明器具と支柱の交換	30,000円以内	既存の電柱に照明器具を新設	15,000円以内	照明器具の交換（自動点滅器を含む）	10,000円以内	「LED防犯灯」の導入「加算」		10,000円以内		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	LED防犯灯の割合	0.6%	4.2%	14.3%	約35% (見込み)
照明器具と支柱の新設	35,000円以内																											
照明器具と支柱の交換	30,000円以内																											
既存の電柱に照明器具を新設	15,000円以内																											
照明器具の交換（自動点滅器を含む）	10,000円以内																											
「LED防犯灯」の導入「加算」																												
10,000円以内																												
年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度																								
LED防犯灯の割合	0.6%	4.2%	14.3%	約35% (見込み)																								

No.	19	民間活力を活用した交通安全教室の拡充					
取組内容							
本市が行う交通安全教室等に加え、民間企業や交通安全に寄与する団体が、それぞれの専門性・ノウハウ等を生かした特色ある交通安全教室を主体的に実施することで、民間活力を最大限に活用しながら、より質の高い効果的な交通安全教育を実施します。							
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	民間企業が実施する交通安全教室等の実施回数 【単位：回】			2	7	10	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	民間企業が実施する教室の拡充		検討 ・ 拡充	→	→	→	→
主な取組等							
■ 幼稚園児等を対象とした「こども安全教室」（ヤマト運輸（株））							
【概要】							
ヤマト運輸株式会社の地域のセールスドライバー等が講師となり、安全運転の実体験や知識を生かした教育を行うことで、幼児に対する交通安全意識を高めるとともに、講師として参加する社員自身の交通安全意識の高まりにも繋がっている。							
【対象者】 幼稚園、保育園の園児を対象として実施（平成27年度は市内16園で実施） （平成28年度以降は、幼児に加えて、小学校低学年（1～3年）も対象に実施予定）							
【実施内容】 ・ 横断歩道の渡り方 ・ ダミー人形の衝突実験 ・ トラックの死角 など							
■ 高校生を対象とした自転車交通安全教室（本田技研工業（株））							
【概要】							
ホンダのノウハウをカリキュラム化した座学と実技を行う交通安全教室を開催し、交通社会人の第一歩となる高校生に対する交通安全意識の高揚を図るとともに、先生をインストラクターとして養成し、学校側が主体的に開催するプログラムにより、継続的な交通安全教育に繋がるよう取り組んでいる。							
【対象者】 高校生を対象として実施 （平成27年度は1回実施）							
【実施内容】 ・ 実技教育（自転車の正しい乗り方、マナー） ・ 座学（感受性教育、基本教育） など							



No.	20	外部委託の推進				
取組内容						
「民間にできることは民間に」を基本として、行政が担う分野の重点化に取り組むとともに、民間事業者等の専門性、柔軟性などの「強み」を有効に活用し、より効果的・効率的にサービスを提供していくため、職員が直接実施する業務のうち、民間のノウハウの発揮が期待できる定型的業務などの業務について、地域雇用の拡大、地元産業の育成にも配慮しながら、外部委託を計画的に推進します。						
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	外部委託の推進・拡大	推進	→	→	→	→

No.	2 1	学校給食調理業務の外部委託の推進					
取組内容							
「民間にできることは民間に」を基本として、行政が担う分野の重点化に取り組むとともに、民間事業者等の専門性、柔軟性などの「強み」を有効に活用し、より効果的・効率的にサービスを提供していくため、学校給食調理業務の外部委託を計画的に推進します。							
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	委託による調理実施校【単位：校】 (委託による調理実施校の割合)※給食センターを除く。			(H26 当初) 87 (97.8%)	→	(H32 当初) 89 (100%)	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	委託校の拡大		検討	順次、拡大	→	→	→

No.	2 2	保育園給食調理業務の外部委託の推進					
取組内容							
「民間にできることは民間に」を基本として、行政が担う分野の重点化に取り組むとともに、民間事業者等の専門性、柔軟性などの「強み」を有効に活用し、より効果的・効率的にサービスを提供していくため、保育園給食調理業務の外部委託を計画的に推進します。							
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	委託による調理実施園【単位：園】 (委託による調理実施園の割合)			(H26 当初) 3(23.1%)	→	(H32 当初) 5(50.0%)	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	委託園の拡大		検討	順次, 拡大	→	→	→

主な取組等 (No. 20, 21, 22)

■ 宇都宮市の外部委託の考え方

平成15年に「外部委託（アウトソーシング）の推進に係る指針」を策定し、行政資源の重点配分や市民満足の向上に向け、取組を推進している。

※ 外部委託を推進する業務（例）

- ・ 定型的なもの
ごみ収集運搬，学校給食調理，データ入力，アンケート等調査，施設の管理運営等
- ・ 高度の知識を要するものや，技術革新に関するもの
情報システム開発・運用，事業計画策定に係る調査研究，設計・測量，健診等
- ・ 臨時的・一時的な業務や，変則的な業務
除草・樹木剪定，害虫駆除，各種講座・教室，イベント企画・運営等

■ 平成28年度の予定

- ・ 学校給食調理業務の外部委託の拡大
平成27年度 87校 → 平成28年度 88校
- ・ 保育園給食調理業務の外部委託の拡大
平成27年度 3園 → 平成28年度 5園



No.	再掲 (9)	集団健診予約受付業務(コールセンター、インターネット受付)の外部委託
-----	-----------	------------------------------------

取組内容

市民の「健康寿命の延伸」に向け、集団健診の予約受付業務について、「つながりやすい電話」や「夜間・休日における受付」など、市民の利便性を向上させることにより、さらなる受診率の向上を図るため、民間活力を活用したコールセンター及びインターネット予約の導入に取り組みます。

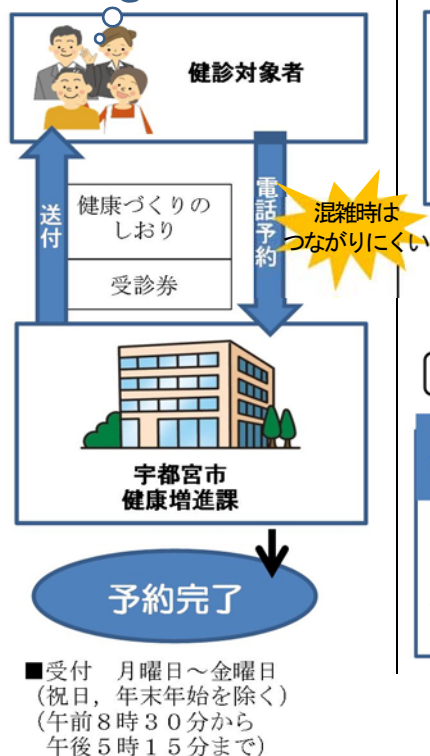
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	集団健診予約件数【単位：件】			32,190	38,500	—
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	コールセンター，インターネット予約の運用	準備 試験運用	本格運用 開始	→	→	→

主な取組等

【集団健診予約の流れ（イメージ図）】

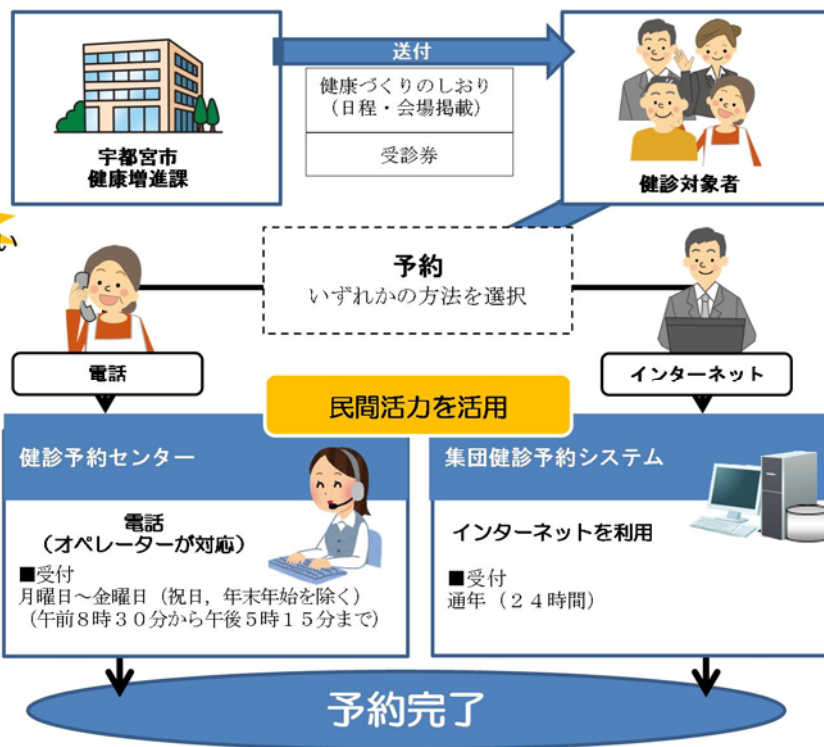
<現状>

- ・電話がつながりにくい
- ・いつでも手軽に予約したい



<新たな予約方法>

- ・受付専用オペレータを設置し、つながりやすい体制を構築
- ・インターネット予約システムを導入し、予約受付に24時間対応
- ・平成28年4月導入予定



No.	2 3	指定管理者制度の推進					
取組内容							
公の施設の管理運営について、民間事業者のノウハウを活用した「利用者サービスの向上」や「経費の縮減」をより一層推進するため、より効果的かつ適正な制度運用に取り組みながら、直営で管理する施設への導入拡大を図るとともに、地域雇用の拡大、地元産業の育成の観点から、市内事業者のより一層の活用に取り組みます。							
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	指定管理者制度の導入施設数【単位：施設】			108	118	120	
②	利用者満足度が 80%以上の施設の割合【単位：％】			95%	100%	→	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	導入施設の拡大		検討・拡大	→	→	→	→
②	「利用者満足」の把握・反映の仕組みの充実		検討 順次, 実施	→	→	→	→
③	市内事業者の受注機会拡大に向けた環境整備		検討 順次, 実施	→	→	→	→
主な取組等							
■ 指定管理者制度導入施設の状況							
平成 1 8 年度の制度導入以降、「公の施設」への制度導入を順次拡大し、民間事業者のノウハウを効果的に活用することで、利用者満足の向上を図っている。							
年度		平成 1 8 年度	平成 2 5 年度	平成 2 6 年度	平成 2 7 年度		
制度導入施設数		8 8	1 0 8	1 1 6	1 1 7		
利用者満足度 8 0 %以上の施設の割合		9 3 . 9 %	9 5 . 0 %	9 6 . 4 %	(今後集計)		
■ 利用者サービスの向上に向けた取組							
指定管理者が、民間事業者の創意工夫やノウハウなどを活用し、利用者サービスの向上や利用促進に向けた多様なサービスを展開している。							
施設名		主な取組					
農林公園ろまんちっく村		・ 総合受付（アクティビティセンター）、ドッグランの設置 ・ フラワードームの無料化 ・ 道の駅としてリニューアルオープン					
南図書館		・ プレイルーム（キッズコーナー）への保育士配置 ・ 図書館まつりやビブリオバトル等のイベントの実施					
体育施設（2 2 施設）		・ 市体育館のトレーニング室へのＡＶ機器（ＴＶモニターなど）の設置 ・ ホームページにおける施設の空き状況の公表と予約受付					
青少年活動センター		・ 専用ホームページの開設等による情報発信の充実 ・ 事業内容の充実（夏祭り、小学生宿泊キャンプなど）					
市営霊園		・ 参拝代行サービス（区画内の清掃，献花等）の実施 ・ 墓参物品（線香，花等）の販売，傘の貸し出し等					

No.	2 4	行政サービスにおける公民連携の推進					
取組内容							
限りある行政資源の中で、複雑・高度化する行政課題に適切に対応していくため、非強制徴収公債権の回収等の専門性の高い業務などにおいて、民間事業者の有する専門性やノウハウをより一層効果的に活用し、行政サービスにおける公（市）・民（事業者等）の連携を推進します。							
取組の目標指標				現状 （H25年度）	中間年度 （H29年度）	最終年度 （H31年度）	
①	新たな分野における、資格を有する民間事業者の活用【単位：事業】			—	1	2	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	資格を有する民間事業者の活用		検討 順次、実施	→	→	→	→
主な取組等							
■ 市税等の収納対策（遠隔地調査）における民間事業者の活用							
・ 督促、催告等に反応のない遠隔地の滞納者に対して、法務大臣から債権管理回収業の許可を受けた民間事業者（サービサー）を活用し、平成26年度から、滞納者の居住確認や生活状況等の実態調査を実施している。							
・ 平成28年度からは、従前の市税5徴収金に加え、墓園共用管理手数料等2徴収金を対象に追加を予定しており、引き続き、効果的・効率的な滞納整理を推進する。							

No.	2 5	出資法人等の経営改革の促進					
取組内容							
社会経済環境の変化に伴い、公共的課題が高度化・多様化する中、各団体が公共的領域の担い手として、設立目的の実現に向けた事業を効果的・効率的に展開するため、公益法人への移行や担うべき事業領域の変化などを踏まえながら、公益目的事業等の充実・強化に取り組むとともに、自立的な経営に向けた市の人的・財政的関与の適正化や、保有財産（基金など）の有効活用等に取り組みます。							
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	各団体の自主的な経営改革の推進		各団体の経営 計画策定・推進	推進	→	→	→
②	各団体の保有財産の効果的な活用・適正化		検討 順次、実施	→	→	→	→
【参考】出資法人等（11団体）							
・ 宇都宮市土地開発公社							
・ （公財）うつのみや文化創造財団							
・ （公財）宇都宮市スポーツ振興財団							
・ （公財）グリーントラストうつのみや							
・ （公財）宇都宮市農業公社							
・ （公財）宇都宮市医療保健事業団							
・ （社福）宇都宮市社会福祉協議会							
・ （公社）宇都宮市シルバー人材センター							
・ （NPO）宇都宮市国際交流協会							
・ （NPO）宇都宮まちづくり推進機構							
・ 宇都宮観光コンベンション協会							

No.	26	市税等の収納対策の推進				
取組内容						
財政基盤のより一層の強化に向けた「自主財源の確保」と、効果的・効率的な収納体制の確立に向け、ICTや民間活力の活用も含め、納付環境の整備や、賦課から徴収に至る新たな方法を検討し、市税等徴収金の収納対策を強力に推進します。						
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	市税等収納対策本部で管理する16徴収金のうち、前年度の収納率を上回るもの			12/16 徴収金	16/16 徴収金	→
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度 H31年度
①	効果的な収納対策の推進		推進	→	→	→
主な取組等						
■ 収納対策の取組 自主財源の確保と市民負担の公平性を保つため、納付しやすい環境の整備や滞納者の生活状況、納付資力調査の徹底、滞納処分・法的措置の強化など、収納対策を強力に推進 【主な収納対策】 ・ 納付環境の整備 「ペイジー収納」（インターネットバンキングや銀行ATM利用）や「コンビニ収納」の導入による納付環境の整備 ・ 滞納処分・法的措置の強化 高額・長期・悪質な滞納者に対しては、不動産や給与差押などの滞納処分や支払督促、訴訟などの法的措置を実施 ・ 実態調査の強化 滞納者に対する訪問催告や生活状況等の実態調査を実施 ・ 民間事業者の活用 民間事業者を活用し、納税催告センターによる電話催告や遠隔地に居住する滞納者の生活状況を把握する遠隔地実態調査を実施 ・ 納付意識の高揚 市税完納条件とする補助金や、滞納のデメリット（差押、法的措置等）の周知徹底 ・ 人材の育成 新任担当職員等が専門知識やノウハウを早期に身につけられるよう、各種研修会を開催						



関連施策		No.27 税外収入の充実					
No.	28	低・未利用地の売払い等					
取組内容							
行政目的を終えた土地などの低・未利用地について、市場性や現有地の状況、施設解体に係る費用等を踏まえながら、公売による売払いや貸付による有効活用を推進するとともに、購入希望者や借受希望者への情報提供体制を整備するなど、より一層の活用に向けた取組を推進することで、積極的な歳入の確保を図ります。							
取組の目標指標			現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)		
①	公売入札による売払件数(期間内累計)【単位：件】 (一般会計等)		3	15	20		
②	公売入札による売払件数(期間内累計)【単位：件】 (上下水道局企業会計)		0	4	5		
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	公売入札の実施		実施	→	→	→	→
主な取組等							
■ 市有地等の有効活用に関する主な取組 ・ 公売入札の実施（平成27年度） 新たに建物付き土地の公売入札を実施するなど、公売入札により5件の土地の売払いを実施し、積極的な歳入確保を推進 【公売入札による売払件数】一般会計4件、水道事業会計1件 【売払い額（合計）】171,295千円 【参考】建物付き公売 行政目的を終えた建築物が残る公有地について、市が解体等を行わず、現況のまま公売することで、市においては解体費用の削減、落札者側においては落札額の低減を図るもの（本市では平成27年度から実施） ・ 市有財産の貸付（自動販売機の設置等） 市有施設の有効活用と税外収入の確保、施設利用者の利便性向上を図るため、入札・賃貸借契約により、施設内の余裕部分を有償で自動販売機設置業者等に貸し付けるもの 【行政財産の貸付件数】83件 【貸付額（合計）】38,365千円							

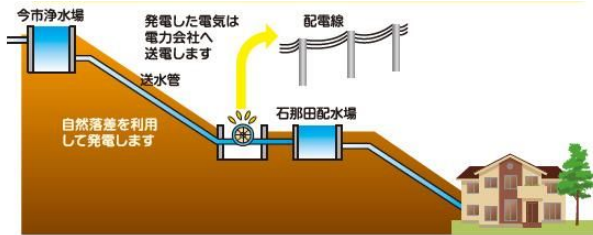
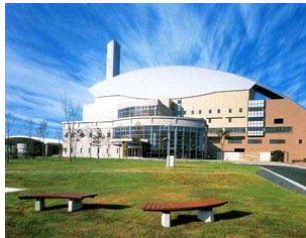


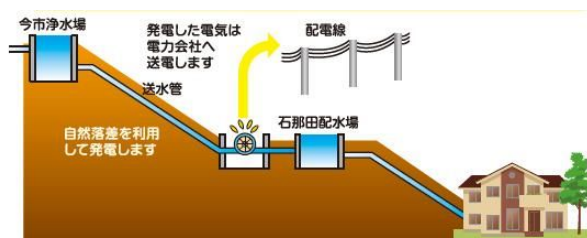
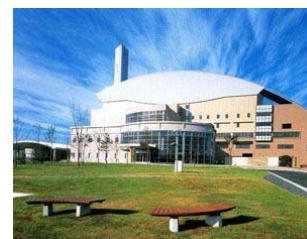




関連施策		No.27 税外収入の充実					
No.	29	ふるさと応援寄附事業(ふるさと納税)の推進					
取組内容							
財源確保策としてはもちろん、本市のまちづくりに共感してくれる寄附者の増加と地域経済の活性化に繋がるよう、情報発信力の強化、贈答品の見直しなど、ふるさと応援寄附事業（ふるさと納税）をより一層推進します。							
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	ふるさと応援寄附金額【単位：千円】			11,115	30,000	40,000	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	寄附事業の推進		推進	→	→	→	→
②	納付方法、贈答品などの見直し		検討・実施	—	—	—	—
主な取組等							
■ ふるさと納税とは							
ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され、自分の生まれ故郷に限らず、ふるさとや応援したい自治体を自由に選ぶことができ、寄附をした場合、確定申告をすることによって、寄附の金額に応じて所得税と住民税が軽減されるしくみ（所得税分は確定申告後に還付され、住民税分は寄附した翌年度の税額からあらかじめ控除）							
■ 寄付金の使途							
本市において、寄附金は下記の事業を推進する財源として活用							
・ 子どもの健全育成事業 ・ 高齢者の健康・生きがいづくり事業 ・ 環境にやさしいまちづくり推進事業 ・ 芸術文化の振興・文化財の保存活用事業 ・ 総合的な交通ネットワーク構築事業 ・ 障がい者の自立支援事業 ・ 地域の防災・防犯環境整備事業 ・ 農業王国うつのみや推進事業 ・ 中心市街地活性化事業 ・ 市政全般							
■ 寄附しやすい環境の整備							
・ インターネット申込等の導入 インターネット申込やクレジットカード決済、寄附の金額に応じて謝礼品が選べるポイント制度等を導入  ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」 ・ 返礼品の充実 宇都宮餃子や、宇都宮牛、野菜などの食品や、大谷石の工芸品など、宇都宮市の特産品を幅広く返礼品として設定  返礼品カタログ（冊子、WEB）							

関連施策		No.27 税外収入の充実					
No.	30	有料広告事業の推進					
取組内容							
市の保有する資産等に広告を掲載する「有料広告事業」をより一層推進するとともに、新たな広告媒体等の導入等の検討を進めるなど、創意工夫を発揮しながら、さらなる財源確保を推進します。							
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	広告媒体箇所数【単位：箇所】			55	59	61	
②	ネーミングライツ導入施設【単位：施設】			—	1	2	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	広告導入箇所数の拡大		検討・ 拡大	→	→	→	→
主な取組等							
■ 有料広告事業の事例							
市の印刷物、ホームページ、公共施設等の資産を有効に活用することで、自主財源の確保を図るもの							
媒体	掲載場所						
動画	本庁舎、地区市民センター窓口設置のモニターでの動画広告の実施						
WEB	市ホームページや、図書館ホームページなどへのバナー広告の掲載						
壁面	本庁舎、地区市民センターなどの壁面へのポスター掲出や、本庁舎1階案内板への広告掲載等						
紙面または印刷物	広報紙、納税通知書、各種パンフレット等への広告掲載						
公用車	公用車（乗用車、バス等）への広告掲載						
看板	競輪場のバンクに設置されている看板への広告掲載						
【広告イメージ】							
本庁舎1階案内板 (壁面広告)		本庁舎窓口設置モニター (動画広告)		パンフレット (広告掲載)			
							

関連施策		No.27 税外収入の充実				
No.	3 1	公共施設における余剰電力の売却(清掃工場, 水道施設)				
取組内容						
本市の清掃工場や水道施設の保有する発電設備で生産する電力のうち、余剰となる電力について、国の「再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）」の活用や一般競争入札の実施などにより、効果的に売却し、積極的な歳入の確保を図ります。						
取組の目標指標		現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)		
①	清掃工場における電力売却収入【単位：千円】 (クリーンパーク茂原)	370,000	300,000 千円以上	→		
②	水道施設における電力売却収入【単位：千円】 (今市送水管第3減圧所小水力発電設備, 松田新田浄水場太陽光発電設備)	5,700	5,000 千円以上	→		
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	清掃工場における余剰電力売却	推進	→	→	→	→
②	水道施設における余剰電力売却	推進	→	→	→	→
主な取組等						
■ 清掃工場における余剰電力の売却 ・ クリーンパーク茂原（熱発電） ごみを焼却する際の熱を利用して蒸気タービンを回すことにより発電しており、施設で使われる電力のすべてをまかなうほか、余剰となる電力の売却を実施 ■ 水道施設における余剰電力の売却 ・ 松田新田浄水場（太陽光発電） 浄水場配水池の上部スペースに太陽光発電設備を設置し発電しており、浄水場内で使用するほか、余剰となる電力の売却を実施 ・ 今市送水管第3減圧所（小水力発電設備） 今市浄水場と石那田配水場間の減圧所に小水力発電設備を設置し発電しており、減圧所で使用するほか、余剰となる電力の売却を実施 						
【参考】再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T） 再生可能エネルギーで発電した電力を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が義務付ける制度						



関連施策		No.27 税外収入の充実					
No.	3 2	下水汚泥消化ガスの有効活用					
取組内容							
下水汚泥の消化工程で発生する川田水再生センターの「汚泥消化ガス」について、これまでの補助燃料としての活用に加え、より一層の有効活用に向け、バイオマス発電装置を整備し、国の「再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）」を活用しながら、発電電力を効果的に売却することで、新たな歳入の確保を図ります。							
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)	
①	下水汚泥消化ガス発電売払い収入 【単位：千円／年】			—	150,000	→	
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	発電施設の整備		工事実施	運転開始	—	—	—
②	電力の売払い		準備	実施	→	→	→

主な取組等

■ 消化ガス発電のしくみ（出典：広報「うつのみやの水道・下水道」No. 52）



■ 川田水再生センターにおける汚泥消化ガス発電の主な特徴

- ・ 国の再生可能エネルギー固定価格買取制度（F I T）を適用した売電事業
- ・ 下水汚泥消化ガスを使用した燃料電池方式による発電施設では、国内最大級の発電能力
- ・ 天候や季節の影響を受けることなく24時間365日発電可能
- ・ 化学反応による発電方式であるため、排気ガスを排出しないクリーンな発電方式

No.	3 3	新たな公会計制度の導入				
取組内容						
国の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」に基づき、「固定資産台帳の整備」や「発生主義・複式簿記の導入」,「統一的な基準による財務書類等の作成」に取り組み,現金主義会計では見えにくいコストやストックの把握,他自治体との比較,市民への情報提供など,持続可能な財政基盤の確立に向けた財政運営に活用します。						
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	公会計の整備	台帳整備	システム改修	新基準による財務書類の作成・公表	→	→
主な取組等						
■ 新地方公会計制度の目的						
従来の現金主義による決算情報では把握できなかった減価償却費や退職金引当金等のストック情報を発生主義・複式簿記などの企業会計的手法を活用し一覽的に把握・開示することで,「財政の効率化・適正化」「市民への説明責任の向上」を図るもの						
■ 従来の会計との変更点						
・ 固定資産台帳の整備						
地方公共団体が所有するすべての固定資産について,取得価額,耐用年数等のデータを網羅的に記載したものであり,財務書類作成の基礎となる補助簿の役割を果たすとともに,固定資産の適切なマネジメントに活用						
・ 発生主義・複式簿記の導入						
発生主義を採用することで現金主義では見えにくい減価償却費,退職手当引当金といったコスト情報の把握が可能となるとともに,複式簿記を採用することで財務情報について,一覽性を備えた情報開示が可能						
・ 統一的な基準による財務書類等の作成						
統一的な基準による財務書類等によって,団体間での比較可能性を確保						
						

No.	3 4	使用料・手数料の適正化				
取組内容						
受益に応じた負担の適正化を図るため、施設・役務の政策目的や、費用・利用状況、他市の料金体系等を踏まえながら、使用料・手数料を検証し、必要に応じて見直しを行います。						
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	使用料・手数料の再算定・見直し	全面見直し	・新料金適用 ・消費税増税に伴う見直し	・増税後の新料金適用 ・中間見直し		全面見直し
主な取組等						
■ 概要						
使用料等について適切な原価計算により、受益者負担の適正化を図るため、4年ごとに見直しを実施するとともに、段階的に金額を変更するものに対応するため、全面見直しの2年後に中間見直しを実施						
【参考】使用料・手数料について						
・ 使用料：地方公共団体の行政財産の使用等に対して徴収する金銭						
・ 手数料：地方公共団体が特定の者に提供する役務の提供に対して徴収する金銭						

No.	3 5	受益と負担の適正化(減免制度の見直し等)				
取組内容						
市税や使用料・手数料の減免制度について、持続可能な制度とするため、所期の目的に対する効果や、社会経済環境・市民ニーズの変化を踏まえながら、負担の公平性や、支援の「選択と集中」の観点から検証し、適正化を図ります。						
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	所期の目的と効果の検証、各制度の見直し	検証 対象選定	順次、 実施	→	→	→
【参考】減免制度について						
市税や施設の使用料、役務の提供に対する手数料について、災害を受けた場合など、特に負担軽減を図る必要がある場合に一定の条件のもとで、その一部または全部を免除（減額）するもの						
【減免の例】						
・ 市民税・県民税（個人）等：一定規模以上の火災、風水害等の災害を受けた場合、収入額が一定額に満たない場合など						
・ 軽自動車税等：障がい者が、一定の条件を満たす場合など						
・ 施設使用料：障がい者や、市内在住の子どもが公共施設等を利用する場合など						
※ 減免の条件は条例等に規定						

No.	36	総人件費の適正化(職員数・給与水準の適正化)				
取組内容						
職員配置の重点化と職員数の適正化を進めるとともに、国や他の自治体、民間の給与水準を十分考慮し、日頃から、適宜、必要な見直しを行いながら、非常勤を含めた総人件費の適正管理に取り組みます。						
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	常勤職員数（正規職員，フルタイム再任用職員） 【単位：人】			(H26年度 当初) 3,321	(H30年度 当初) 3,270	(H32年度 当初) 3,250
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	職員数の適正化	推進	→	→	→	→
②	給与水準の適正化	推進	→	→	→	→
主な取組等						
■ 組織整備・定員適正化 平成27年3月に策定した「組織整備・定員適正化に関する方針」に基づき、組織整備・定員適正化に向けた方策を推進 【組織整備に向けた方策】 - 包括的で機能的な組織整備 行政課題の変化に対応する効果的な組織への再編 など - 組織経営体制の強化 内部管理機能の強化や女性職員の活躍推進に向けた支援 など 【定員適正化に向けた方策】 - 外部委託等の推進 外部委託や指定管理者制度の導入推進 など - 事務事業の見直しの推進 事務・事業の「選択と集中」の強化やICTの活用と一体的な業務改革の推進 など - 職員配置の重点化・適正化 正規職員が担うべき中核的業務への職員配置の重点化 など - 再任用職員の積極的な活用 フルタイム及び短時間再任用職員の活用 など ■ 給与水準の適正化 給与水準の適正化に当たっては、国の人事院勧告や県の人事委員会勧告等を踏まえ、給料表水準の引下げ等給与制度の総合的な見直しや市職員の給与改定を実施し、民間との給与水準及び国・県等との給与制度の均衡を確保						



No.	37	職員の人材育成と活力向上
-----	----	--------------

取組内容

職員一人ひとりが自らの使命を自覚し、市民の立場になって考え、課題を発掘し、自らの能力を最大限に生かして解決していく「自律行動型職員」育成のため、「人材育成基本方針」や「女性職員活躍推進アクションプラン」に基づく取組を進めるとともに、「仕事量の削減」や「職場環境の向上」など、職員が生き生きと働きやすい環境づくりに取り組み、組織力のより一層の向上を推進することで、職員の意欲や能力の更なる向上に継続的に取り組みます。

実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	人材育成基本方針等に基づく人材育成	推進	→	→	→	→
②	組織力向上に向けた取組	検討 順次、実施	→	→	→	→

主な取組等

■ 人材育成に係る取組

本市の人材育成の目指すべき姿をより明確化し、全職員が共通認識のもと、中長期的な視点から人材育成を計画的に推進していくため、「人材育成基本方針」を策定し、技術職・資格職の育成強化、勤務実績の給与への反映の検討などを重点的な施策に掲げ、取組を推進

■ 女性の活躍に向けた取組

高度化・多様化する市民ニーズに対応したより質の高い行政サービスを提供するため、女性の視点や強みを十分に活かしていくことが重要であることから、女性職員の活躍推進に向けた人材育成や職場環境づくりに積極的に取り組むため、「女性職員活躍推進アクションプラン」を策定し、女性職員のネットワーク構築、男性職員の育児参画の促進、ワークライフバランスの推進に向けた意識醸成などを重点的な施策に掲げ、取組を推進

■ 組織力向上に向けた取組～組織力向上プロジェクト

「労働時間内に仕事を完結する」業務マネジメントの基本的な考え方のもと、事務事業効率化や職場環境の向上に取り組み、元気な職員の能力を結集しながら、市の組織全体として、最大限の能力を発揮するため、仕事のやり方の見直しによる「仕事量の削減」、各職員の意識改革や管理監督職のマネジメント強化による「職場環境の向上」を取組ポイントとし、次の7つを取組の柱として推進

ポイント	NO	取組の柱	具体的取組
仕事量の削減	①	業務の再点検	徹底した事務処理効率化の推進 各課の事務処理マニュアル等の整備
	②	新たな業務手法の推進	タブレットの活用等 ICT を活用した業務効率化の推進
	③	会議の効率化	適正かつ効率的な会議運営を推進 会議室の利用効率化
職場環境の向上	④	管理監督職のマネジメント強化	所属内体制強化、業務マネジメントの実施
	⑤	ワークライフバランスの実現	スイッチオフ day（定時退庁日）の拡大 休暇の取りやすい職場環境の構築
	⑥	執務環境の改善	執務スペースの有効活用
	⑦	職員の意識改革	職員のモチベーションの向上 自己マネジメント向上

No.	38	適正な事務執行の確保(ガバナンスの充実・強化)				
取組内容						
事務処理ミスや不祥事の発生は、市民の信頼を失い、ひいては本市行政の停滞を招くなど、行政経営に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事務の質を向上させ、ミスや不祥事の発生を防止するため、「内部統制」の考え方を参考に「適正な事務執行」に向けた組織内のルールや仕組みの充実・強化と、その徹底を図ります。						
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	適正な事務執行に向けた職員研修の実施 【単位：回】			5	7	8
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	リスクマネジメントの実施	実施	→	→	→	→
②	職員研修の充実	実施	→	→	→	→
主な取組等						
■ 適正な事務執行の確保に向けた取組 ミスの抑制を図るため全庁一丸となって取組を推進						
・ 組織的なチェック体制の充実、強化 各所属における決裁過程によるチェックのほか、必要に応じ、複数のチェック体制を整備するとともに、過剰なチェックによる業務の非効率化や、チェック体制の形骸化を招かないよう体制を整備						
・ 発生したミスの活用 所属内で発生したミス等を課内で共有し、対策を講じることでミスを未然に防止						
・ 基本的事項の指導の徹底 各所属において、事務処理における基本的事項の指導を徹底させるとともに、事務処理に関するマニュアル等の検索性を高めるなど、活用の促進に向けた取組を推進						
・ 監督職のマネジメント力の向上 事務処理ミスをなくすためには、担当によるチェックだけでなく、監督者のマネジメント力が不可欠であることから、「事務処理の進捗状況の確認」、「リスクやミスのポイントを意識した対応」、「監督者としての的確な指導の実施」の取組を推進						

No.	39	ICTを活用した事務効率化の推進 (事務のレスペーパー化、会議の効率化等)					
取組内容							
ICTを活用し、紙の必要性を発生させない仕組みを構築することによりレスペーパー化を推進するとともに、ICTの最大限の活用による事務効率化、よりよい市民サービスの提供など、既存のワークスタイルを変革することにより、ムダのない効果的・効率的な事務の執行を推進します。							
取組の目標指標			現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)		
①	コピー・プリンタによる印刷（カウンター）量 【単位：千枚】		13,810	—	10%削減		
②	ペーパーレスによる会議の実施数【単位：回】		—	—	600		
③	文書管理システムの電子決裁比率【単位：%】		39.6	49.0	50.0		
実施スケジュール			H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	ICTを活用した会議の導入		会議試行	先行導入	会議対象 拡大	→	→
②	個人認証機能付複合機の導入		システム 構築、複合 機導入	実施	→	→	→
③	ICTを活用した業務手法の 導入				新たな業 務手法の 検討	活用拡大	→
主な取組等							
■ 目的 レスペーパー化（紙の使用抑制）の推進を通じて、単に紙の使用量を削減するだけではなく、紙文書の電子化等による簡素化した文書管理の実現や会議資料作成における印刷及び準備時間の削減等、レスペーパー化が定着した合理的な事務に取り組むことにより、総じて本市の事務執行におけるムダを削減し、事務の効率化を図るもの ■ 主な取組 ・ ICT機器を活用したペーパーレス会議の実施 事務の効率化やレスペーパー化を図るため、プロジェクターやノートパソコン、タブレット端末を活用したペーパーレス会議（紙資料を使用しない会議）を導入 ・ 個人認証機能付複合機の導入 印刷機器全体の管理台数の削減を図るとともに、個人認証機能を付けることによる印刷量管理や紙資料を電子化する機器であるスキャナの増設によるレスペーパー化を図るため個人認証機能付複合機を導入							
							
			タブレット端末				
							
			個人認証機能付複合機				

関連施策:No.40 公共施設の適正配置等の推進

No.	4 1	民間資金を活用した適応支援教室の整備
-----	-----	--------------------

取組内容

適応支援教室「まちかどの学校姿川教室」及び「つげの木教室」について、施設の老朽化等に対応し、施設機能の充実を図るとともに、児童生徒の個別から集団までの一貫した活動在同一施設内で行えるようにするなど、児童生徒の状況に応じた柔軟なプログラムを実施することで、より効果的・効率的な指導・支援を提供するため、両施設の統合・整備に取り組みます。

また、施設整備に当たっては、財政負担の縮減・平準化や工期短縮による事業開始の迅速化などのメリットを生かし、民間のノウハウや資金を活用した施設整備（リース手法）に取り組みます。

実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	リース手法による施設整備	準備 着工	供用開始			

主な取組等

■ リース手法による施設整備

民間事業者が建物を建設・所有し、市は毎年賃借料を払いながら一定期間借り受けした後、最終的に市が取得する手法であり、建設に要する費用を複数年に分けて支出することができるため、財政負担の縮減や平準化を図ることが可能



適応支援教室 まちかどの学校

【削減効果】

4 6, 8 2 5 千円（事業期間：1 0 年間）
※ 単年度における効果額 4, 6 8 3 千円

No.	4 2	し尿処理体制・施設の再構築
-----	-----	---------------

取組内容

公共下水道の普及に伴うし尿・浄化槽汚泥の減少や、し尿処理施設（東横田清掃工場）の老朽化等を踏まえ、下水道施設における一体処理を含め、安定的・効率的かつ持続可能な処理の構築に向けた、し尿処理体制・施設の再構築に取り組みます。

実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	処理体制・施設の再構築	処理のあり方、 体制等の検討	→	施設整備	→	実施

主な取組等

■ 下水処理施設における浄化槽汚泥等受入施設の整備

将来的にし尿や浄化槽汚泥の処理量が減少していくことを見据え、下水処理施設（川田水再生センター）において、浄化槽汚泥等受入施設を新たに整備し、一体的に処理できる体制の構築を推進

【一体処理のメリット】

- ・ 既存の下水処理施設（川田水再生センター）の有効活用による費用削減
老朽化したし尿処理施設（東横田清掃工場）の更新と比較して、建設事業費や維持管理費を削減
- ・ 下水汚泥との一体処理による埋立廃棄物の削減
処理した汚泥がセメントの原材料などに有効活用されるため、最終処分場に埋め立てる埋立廃棄物が削減
- ・ 資源エネルギーの有効活用による環境負荷の低減
処理により発生した消化ガスを、施設内のボイラーの燃料などに活用することで、温室効果ガスを抑制

関連施策:No.40 公共施設の適正配置等の推進

No.	4 3	緑の相談所のあり方の見直し
-----	-----	---------------

取組内容

本市の緑化推進の拠点である「緑の相談所」について、他の主体が提供する類似サービスや施設の老朽化の状況などを踏まえながら、今後のサービス提供のあり方について検討し、緑化推進に向けたより効果的・効率的なサービスを提供します。

実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	施設のあり方の見直し	検討	準備 随時実施	→		

主な取組等

■ 施設の概要

- ・ 所在地 宇都宮市平出工業団地 30-1
- ・ 設置時期 昭和 5 6 年 5 月
- ・ 施設の機能

花や緑に関する相談対応、講習会等の開催による知識の普及啓発、緑化ボランティア等の人材育成

■ 見直しの内容

- ・ インターネットや民間事業者による緑化に関するサービスの充実、利用者の減少傾向に加え、供用開始後 3 5 年を経過し施設が老朽化していることから、平成 2 9 年 3 月に緑の相談所を廃止予定
- ・ 相談所の機能は、民間活力や既存施設を有効に活用しながら、今後も確保



No.	4 4	下河原・川田水再生センターのあり方の検討
-----	-----	----------------------

取組内容

下河原水再生センターの老朽化や、川田水再生センターの耐震化、改築更新などの課題に対応し、将来的な処理水量を勘案した合理的な処理体制の構築に向け、両水再生センターのあり方を検討します。

実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	水再生センターのあり方検討	下河原 基本計画 策定	公共下水道 全体計画 見直し	川田 基本方針 策定	耐震化等 事業実施	→

主な取組等

■ 施設の現状等

下河原水再生センターにおいては、昭和 4 0 年の供用開始後、約 5 0 年が経過し老朽化が進行し、施設の修繕では対応しきれない状況になりつつあり、川田水再生センターにおいては、施設の改築更新や耐震化事業などの課題への対応が必要

■ 水再生センターのあり方検討

施設の老朽化などの課題に対応していくため、将来的な処理水量を勘案した合理的な処理体制の構築に向け、両施設の統廃合も含め、施設のあり方の検討を推進

下河原
水再生センター



川田
水再生センター



関連施策:No.40 公共施設の適正配置等の推進

No.	4 5	消防団詰所の効果的・効率的な整備
-----	-----	------------------

取組内容

東日本大震災における被害に加え、今後、南海トラフ巨大地震及び首都直下地震の発生が危惧される中、地域住民と共に地域の安全・安心を守る消防団の活動拠点である消防団詰所について、緊急時における対応や詰所の老朽化の現状などを踏まえ、消防団員の参画する「消防団詰所整備検討会」においても十分に議論しながら、より一層効果的・効率的な整備を推進することで、将来にわたって安定的な非常備消防力の確保に取り組みます。

実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	整備計画に基づく効果的な整備	検討	整備計画策定 (上河内・河内地域)	順次、実施	→	→

主な取組等

■ 市の消防団の概要

- ・組織：1 団 2 6 分団，定員 2，1 5 0 人
- ・設備：消防ポンプ自動車 2 1 台
小型動力ポンプ積載車 1 3 2 台

■ 消防団詰所の概要

- ・機能：災害時における消防団員の活動拠点
- ・設備：消防自動車車庫
消防機械器具置場
消防団員待機場所 等
- ・配置：1 5 3 か所



消防団詰所

関連施策:No.46 公共施設等の適正管理の推進

No. 47 公共建築物の長寿命化の推進

取組内容

市が保有する公共建築物の老朽化に伴い、その維持・更新に係る財政需要の増加が見込まれることなどを踏まえ、「第2次公共建築物長寿命化推進計画」に基づき、修繕の優先付けを行いながら、より一層、予防保全・長寿命化に取り組み、施設のライフサイクルを見据えた事業コストの低廉化・平準化を推進します。

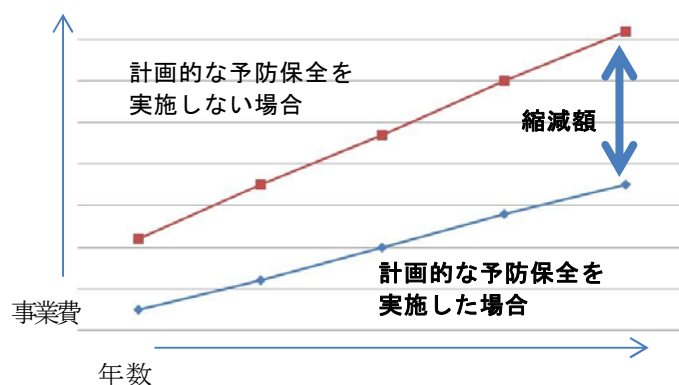
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	予防保全対象建築物の修繕計画の策定数【単位:棟】 (対象建築物に対する策定状況(割合))			471 (95.0%)	504 (100.0%)	504 (100.0%)
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	新たな修繕計画に基づく長寿命化	計画策定	計画に基づく長寿命化	→	→	→

主な取組等

■ 取組により得られる効果

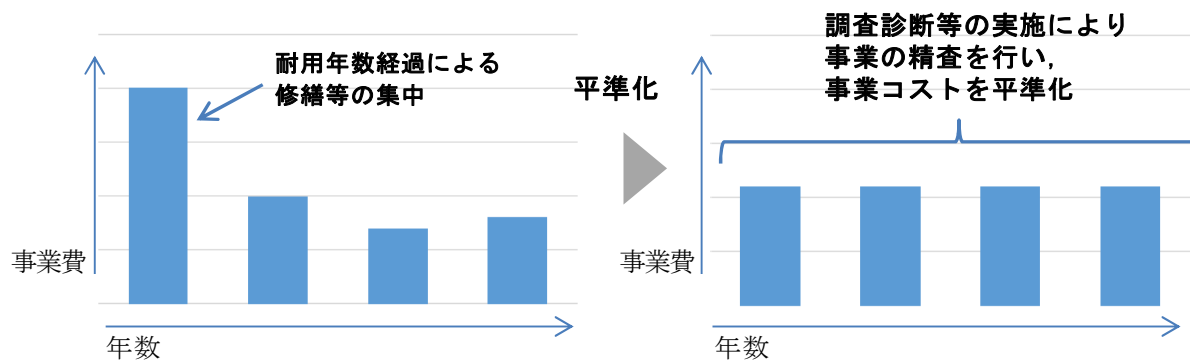
【事業コストの低廉化】

過去の公共建築物は、老朽化等の理由により概ね約30年で建替えを実施し財政負担の増大が大きな問題となっていたが、修繕の優先順位付けを行い、計画的な予防保全を実施することで、長寿命化に繋がり、ライフサイクル(建物の建設、維持管理、解体等)に係る事業コストの縮減に寄与



【事業コストの平準化】

定期的な建築物の調査診断(法定点検を含む)等のデータをもとに、予防保全対象事業の精査を行い、劣化状況に応じて実施年の前倒しや先送りを行い、特定の年に事業コストを集中させず平準化することで健全で円滑な財政運営を推進



関連施策：No.46 公共施設等の適正管理の推進

No.	4 8	道路施設アセットマネジメントの推進				
取組内容						
高度成長期に建設された道路施設の老朽化が進行する中，早急に道路施設の点検を行い，大規模な修繕が必要になる前に，計画的に予防保全を実施することで，施設を長寿命化し，道路のより高い安全性や信頼性を確保しながら，トータルコストの縮減や支出の平準化を図ります。						
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	修繕計画に基づく修繕 （橋りょう）	推進	→	計画 見直し	推進	→
②	修繕計画に基づく修繕 （道路舗装）	計画策定	実施	→	計画 見直し	推進
③	重点的に点検する道路付属施設 （横断歩道橋等）	順次， 拡大	→	→	→	→

（見直し予定）

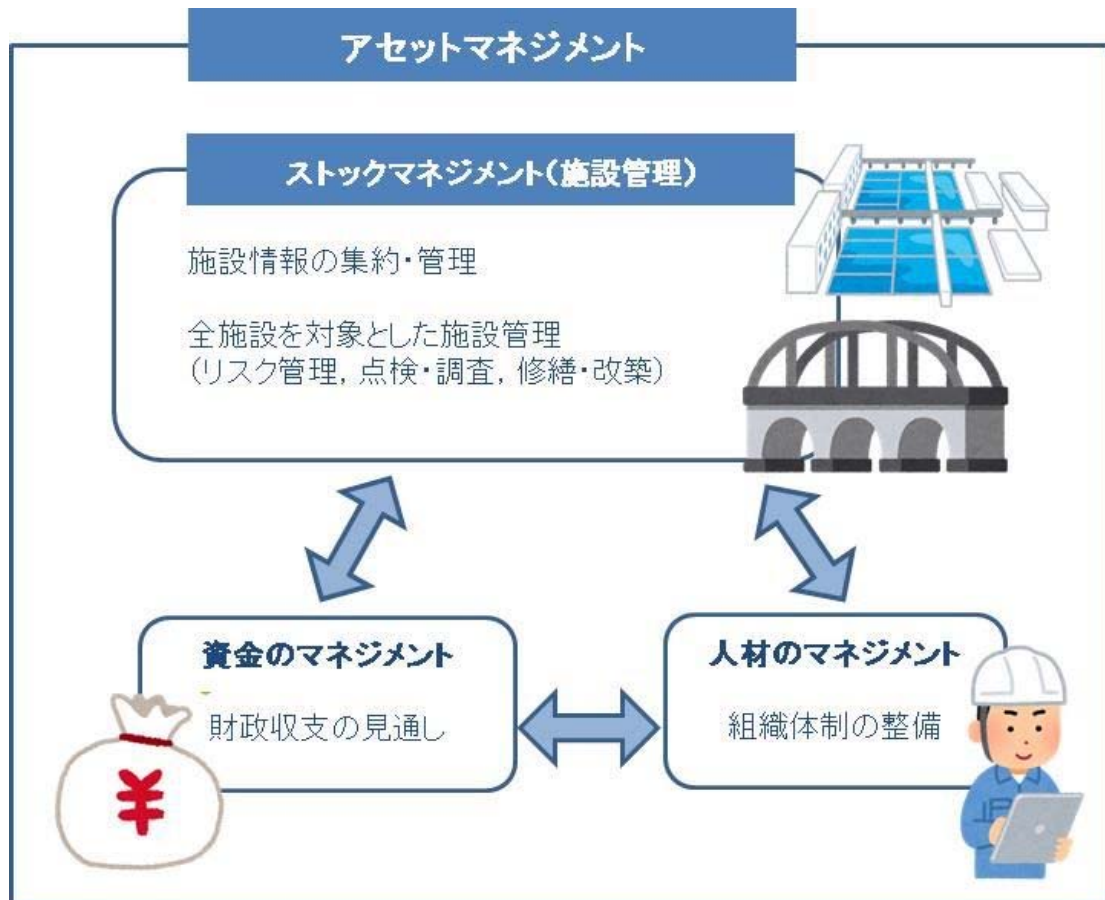
No.	4 9	水道アセットマネジメントシステムの推進				
取組内容						
中長期的な視点による水道施設の更新需要及び財政収支の見通しに基づく改築・更新や、維持管理における点検・修繕などを体系化した「水道アセットマネジメントシステム」を確立し、計画的・効率的な水道施設の管理運営を行うことで、水道施設や財政の健全性を確保し、持続可能な水道事業の実現に取り組みます。						
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	アセットマネジメントシステムの確立・運用	運用準備	→	運用開始	推進	→

（見直し予定）

No.	50	下水道ストックマネジメントシステムの推進				
取組内容						
中長期的な視点による下水道施設の更新需要及び毎年度の予算に基づく改築・更新や，維持管理における点検・修繕などを体系化した「下水道事業ストックマネジメントシステム」を確立し，国が策定を要請する「下水道事業管理計画制度」との整合を図りながら，計画的・効率的な下水道施設の管理運営を行うことで，下水道施設や財政の健全性を確保し，持続可能な下水道事業の実現に取り組みます。						
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	ストックマネジメントシステムの確立・運用	運用準備 (田川第1・第2処理区)	→	一部 運用開始 (田川第1・第2処理区)	下水道事業 管理計画制度との整合， 他処理区へ 拡大	→

（見直し予定）

■ アセットマネジメント・ストックマネジメントのイメージ



関連施策：No.46 公共施設等の適正管理の推進

No.	5 1	市有施設におけるエネルギー利用の効率化の推進				
取組内容						
地球温暖化に対応した環境負荷の低減や東日本大震災を契機としたエネルギー利用に係る意識の高まりを踏まえ、施設のエネルギーを制御・管理するマネジメントシステム（BEMS）や省エネ・再エネ設備等の導入拡大を図りながら、行政全体のエネルギー利用の効率化（スマート化）を推進します。						
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	スマート化の実施	実施方針の策定	順次、実施	→	→	→

主な取組等

■ 取組の目的

今後の市有施設のエネルギー利用について、目指す姿や、具体的な実施手法（日常的な点検管理などによる「運用改善」、省エネ・再エネ機器などの導入による「設備改善」等）、取組の流れなどをまとめたガイドラインを策定し、各施設でのエネルギー利用のさらなる効率化を図るもの

■ 現在の実践事例

【運用改善】

- ・ 昼休み等の照明消灯の徹底
- ・ エアコン温度の適正な設定
- ・ 給湯器利用台数の制限 など
- ・ 蛍光灯の間引き使用
- ・ 近距離での公用自動車利用の制限

【設備改善】

- ・ LED照明の導入
- ・ 人感センサーの設置
- ・ 地区市民センターへの太陽光発電、蓄電池の設置 など



（見直し予定）

関連施策：No.46 公共施設等の適正管理の推進

No.	52	上河内・河内地域の体育施設の管理運営の見直し
-----	----	------------------------

取組内容

上河内・河内地域の体育施設の管理運営について、民間のノウハウを活用した「サービスの向上」と「経費の縮減」を図り、施設の更なる利用を促進することで、市民スポーツのより一層の振興を推進するため、民間事業者等の創意工夫の発揮に向けた運用にも配慮しながら、指定管理者制度の導入を推進します。

※上河内・河内地域の体育施設：

上河内体育館、上河内運動場、芦沼運動場、宮山田運動場、高間木キャンプ場、河内総合運動公園、河内体育館、下田原運動場、古田運動場

取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	指定管理者制度導入施設における利用者満足度 【単位：％】			—	80.0%	85.0%
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	管理運営の見直し (指定管理者制度導入)	対象施設 等検討	準備	実施		

主な取組等

■ 体育施設における指定管理者制度の導入効果

指定管理者制度を導入したことにより、経費の縮減と、民間事業者が持つノウハウや創意工夫などによる、利用者サービスの向上や利用促進に向けた多様なサービス展開を実現

施設名	主な取組
スケートセンター	・ スケート教室、ホッケー教室の実施 ・ 貸切開放日の設定 ・ 更衣室の設置
プール（陽南，駅東）	・ ライフガード体験や流れるプール作り等イベントの実施 ・ 水泳教室の実施 ・ 売店の設置
市体育館，市サッカー場等の体育施設 (19施設)	・ ホームページにおける施設の空き状況の公表と予約受付 ・ 開館日の拡大 ・ ニーズを踏まえたスポーツ教室の拡充

■ 参考：上河内・河内地域の主な施設

河内総合運動公園



上河内体育館



河内体育館



関連施策:No.46 公共施設等の適正管理の推進

No.	53	市立図書館(中央・東・上河内図書館)の管理運営の見直し
-----	----	-----------------------------

取組内容

直営の市立図書館(中央・東・上河内図書館)について、「宇都宮市読書活動推進計画」の推進に向けた図書館サービスの向上を図るため、民間委託の拡大や指定管理者制度の導入などを含め、図書館のより効果的・効率的な管理運営を確立します。

取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	中央・東・上河内図書館における利用者満足度 (施設・設備に係るもの)【単位：％】			74.7%	85.0%	→
②	中央・東・上河内図書館における利用者満足度 (レファレンスサービスに係るもの)【単位：％】			43.6%	62.6%	→
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	中央・東・上河内図書館の管理運営の見直し	検討	→	準備	順次，実施	→

主な取組等

■ 図書館における指定管理者制度の導入効果

指定管理者制度を導入したことにより、経費の縮減と、民間事業者が持つノウハウや創意工夫などによる、利用者サービスの向上や利用促進に向けた多様なサービス展開を実現

施設名	主な取組
南図書館	・プレイルーム(キッズコーナー)への保育士配置 ・図書館まつりやビブリオバトル等イベントの実施 ・開館時間の延長、開館日数の拡大
河内図書館	・図書館まつりや講座の開催等イベントの実施 ・開館時間の延長、開館日数の拡大 ・飲食コーナーの設置



■ 参考：本市の図書館

中央図書館(直営)



東図書館(直営)



上河内図書館(直営)



南図書館(指定管理者制度) 河内図書館(指定管理者制度)



No.	5 4	生活排水処理施設の効率的な維持管理の推進				
取組内容						
将来にわたって安定的な生活排水処理を行うため、生活排水処理施設のうち、一定の区域内の生活排水を集合処理する農業集落排水施設と地域下水処理施設について、公共下水道への接続も含めた処理施設の再編を検討し、より効果的・効率的な維持管理を推進します。 ※ 対象施設（農業集落排水処理施設 14 施設，地域下水処理施設 10 施設）						
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	生活排水処理施設の施設数【単位：施設】			24	23	→
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	改定生活排水処理基本計画の策定・推進	改定計画の策定・推進	→	→	→	→
②	施設の再編等		検討 順次，実施	→	→	→

主な取組等

■ 生活排水

し尿や生活雑排水（台所・風呂などの排水）

■ 再編を検討する生活排水処理施設

・ 農業集落排水処理施設

農業集落において，毎日の生活で使った水が農業用水に入らないよう処理する施設

・ 地域下水処理施設

民間で開発した団地内の各家庭などで使った水を，団地内で処理する施設

■ 効率的な維持管理手法の検討

・ 施設の改築や更新の検討に当たっては，将来の人口減少を見据えるとともに，更新費用や時期を踏まえ，生活排水処理施設の公共下水道への接続も含め検討

・ 将来にわたり存続する施設については，施設の長寿命化等を実施

【生活排水処理施設のイメージ】

No.	5 5	有償借受地の適正化の推進				
取組内容						
将来にわたって支払うことになる借地料と買収費用を比較検討するなど、中長期的な視点で当該土地に係る費用総額を検証し、積極的な公有地化や借地返還に取り組むことで、公共施設敷地にかかる公有地・借受地のバランスにも配慮しながら、民間借受地に所在する公共施設等の所管部門とともに、施設運営等に係るコストの縮減に取り組みます。						
取組の目標指標				現状 (H25年度)	中間年度 (H29年度)	最終年度 (H31年度)
①	有償借受地の契約件数（契約地権者数）【単位：件】			285	260	240
②	有償借受地積（契約面積）【単位：㎡】			310,339	250,000	220,000
実施スケジュール		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
①	借受地の公有地化	検証 地権者交渉 買収・交換	→	→	→	→
②	借受地の返還・無償化	検証 地権者交渉 返還・無償化	→	→	→	→
主な取組等						
■ 有償借受地の適正化に関する取組 中長期的な視点で有償借受地に係る費用総額を検証し、公有地化または返還するなど、効率的な施設運営に向けた有償借受地の適正化を推進						
【借地返還、公有地化の実績（平成27年度末現在）】						
	平成25年度			平成27年度		
契約件数	285件		→	272件		
契約面積	310,339㎡			299,947㎡		
賃借料	187,877千円			185,554千円		
13件（10,392㎡）を借地返還等⇒賃借料2,323千円の削減						
						

